

社会福祉法人多摩養育園  
桜の里ケアマネジメントセンター  
居宅介護支援重要事項説明書  
<令和6年4月1日現在>

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 042-659-8739 (午前9時～午後5時30分まで)

担当 佐久間 真彦・久保田 龍子

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 桜の里ケアマネジメントセンターの概要

(1) 居宅介護支援事業の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 桜の里ケアマネジメントセンター

所在地 東京都八王子市犬目町560番地1

保険指定番号 居宅介護支援事業 東京都1372900553号

サービス提供地域 八王子市等

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

管理者(兼任) 常勤 1名

介護支援専門員 非常勤 1名

事務職員 常勤 1名

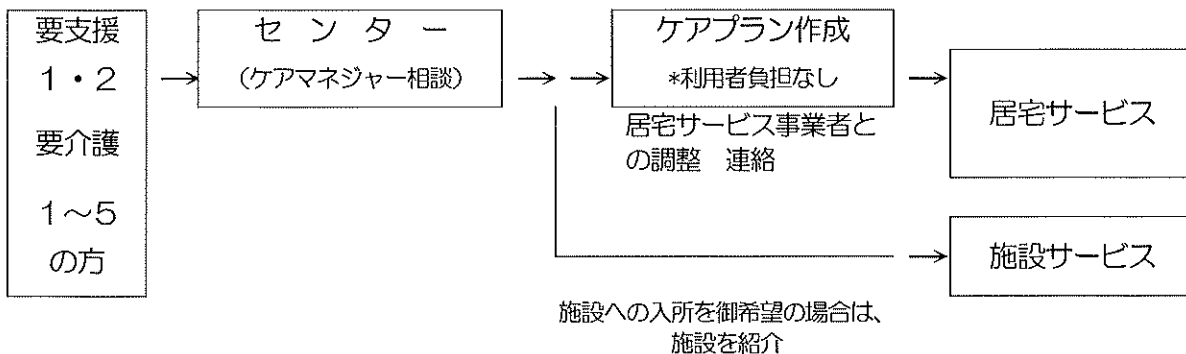
(3) 営業時間

月～土 午前9時～午後5時30分

休日 日、祝祭日、12月29日～1月3日

\* 緊急連絡電話 042-654-3901

3 居宅介護支援の申込からサービスまでの流れと主な内容



(1) 介護支援専門員等は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接し、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画の原案を作成します。

(2) 作成にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料金等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。その際に利用者及び家族には介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求め、また当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが出来ることを説明します。

(3) 利用者が介護保険施設の利用を希望した場合は、介護保険施設の紹介その他の便宜を図ります。

- (4) 居宅サービス計画書の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) 課題の分析に利用する方式は「ワイズマン在宅ケアマネジメント支援システム」を用います。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、定期的もしくは状況により訪問することにより、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の調整を行います。
- (7) 介護支援専門員等は、必要に応じ担当者会議を利用者宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとします。
- (8) 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じるものとします。
- (9) 利用者またその家族に対して、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であることを説明します。
- (10) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て、主治医の意見を求め、また意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- (11) 居宅サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況を、モニタリング等の際に当事業者が把握した利用者の状態について、必要と認める時は利用者の同意を得て、当事業者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (12) 前6か月間に当事業者において作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を、前期(3月1日～8月末)、後期(9月1日～2月末)の毎年度二回に分けて説明します。
- (13) 前6か月間に当事業者において作成されたケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を、前期(3月1日～8月末)、後期(9月1日～2月末)の毎年度二回に分けて説明します。
- (14) 当事業者は利用者に対し、利用者の入院時に担当する介護支援専門員の氏名などを入院医療機関に提供するように依頼します(入院時における医療機関との連携)。
- (15) 居宅支援等に要した交通費は、その実費を徴収します。
- ①八王子市内は無料とする。
  - ②事業所から自転車もしくは徒歩の場合は無料とする。
  - ③自動車を利用した場合、市境を越え、1キロメートルの場合、1キロメートルにつき10円。
  - ④前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)をうけることとします。

## 4 料 金

- (1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- \*保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1カ月につき要介護度に応じて当センターにお支払いいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市・町村の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

## (2) 交通費

前記2の(1)以外のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

## (3) その他

### 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、14日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、振込みでお願いします。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当センターの職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### ②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、要支援・非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

#### ④その他

お客様やご家族などが当ホームの介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 当センターの居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- ①有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った援助を行ないます。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な福祉・保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で調整します。
- ③関係区市町村、地域の福祉・保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、より適切、効果的なサービス提供のできる専門職員の育成に努めます。
- ⑤介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することで、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ⑥利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話等（オンラインツール）を活用して行う事ができるものとします。その際、個人情報に適切な取り扱いに留意いたします。

⑦利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための定期的な研修の実施、事業所内でのミーティングや対応方針を検討します。

⑧感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求めため、併設する福祉施設と連携した研修の実施や訓練等の実施に取り組みます。

⑨男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、併設する福祉施設と連携したハラスメント対策に取り組みます。

⑩感染症や非常災害時の発生において、業務を継続的に実施、再開するために、併設する福祉施設と連携した計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う措置を講じます。

## (2) 居宅介護支援の実施概要等

### ①居宅介護支援事業の概要

- ・要介護認定調査
- ・居宅介護サービス計画の策定
- ・居宅介護サービス計画にかかわる関係機関調整

②ケアプラン作成の手法…当施設独自のもの（ワイズマン在宅ケアマネジメント支援システム）等ケアプランに直接反映させるための、ADL・医療・心理面をチェック項目から問題点を提起し、在宅生活が維持向上できるためのプラン作成。

## (3) サービス利用のために

介護支援専門員の変更	有
調査（課題把握）の方法	ワイズマン在宅ケアマネジメント支援システム等
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上

## 7 サービス内容に関する苦情

① 当センターのお客様相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。承ったご相談・苦情については管理者に報告し、必要な措置を講じます。

担当 佐久間 真彦 電話 042-659-8739

### ②その他

当センター以外に、東京都国民健康保険団体連合会、区市町村の相談・苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会	介護相談窓口
	電話 03-6238-0177
区市町村名	八王子市役所健康福祉部高齢者福祉課
	電話 042-620-7420

## 8 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する等必要な措置を講じ、管理者に報告します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行いません。

## 9 秘密保持について

① 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者に家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 10 当センターの概要

名称・法人種別	社会福祉法人 多摩養育園
代表者役職・氏名	理事長 足利 正 哲
本部所在地・電話番号	東京都八王子市八木町8番11号

### 定款の目的に定めた事業

#### 第一種社会福祉事業

養護老人ホーム檜の里の設置経営  
養護老人ホーム竹の里の設置経営  
特別養護老人ホーム桜の里の設置経営  
特別養護老人ホーム桜の里の設置運営  
障害者支援施設精華の設置経営  
救護施設光華の設置経営

#### 第二種社会福祉事業

保育所光明第一保育園の設置経営  
保育所光明第二保育園の設置経営  
保育所光明第三こども園の設置経営  
保育所光明第四こども園の設置経営  
保育所光明第五保育園の設置経営  
保育所光明第六保育園の設置経営  
保育所光明第七こども園の設置経営  
保育所光明第八こども園の設置経営  
保育所光明高倉保育園の設置経営  
保育所光明府中南保育園の指定管理  
保育所八王子市立石川保育園の指定管理  
短期入所生活介護事業（特別養護老人ホーム桜の里）の経営  
短期入所生活介護事業（特別養護老人ホーム桜の里）の経営  
老人短期入所事業（竹の里）の受託経営  
障害福祉サービス事業（短期入所 精華）の受託経営  
障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助 輝）の設置経営  
八王子市高齢者あんしん相談センター大横の指定管理

### 公益を目的とする事業

居宅介護支援事業 桜の里ケアマネジメントセンター  
府中市立介護予防推進センターの指定管理

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基ついて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名称 社会福祉法人 多摩養育園 桜の里ケアマネジメントセンター  
所在地 東京都八王子市犬目町560-1  
管理者 佐久間 真彦 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意いたしました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

続柄